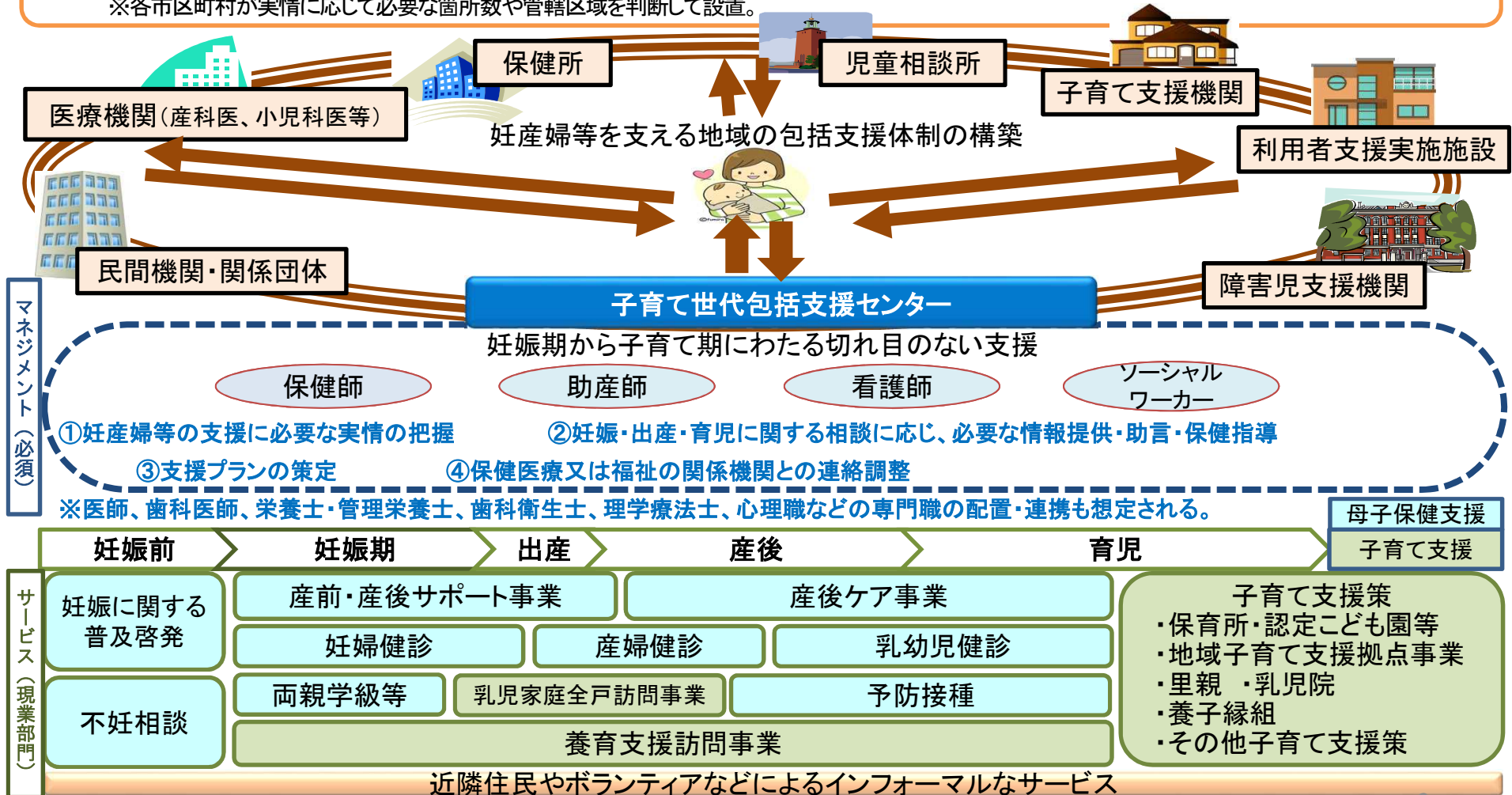




妊産婦にかかる 保健・医療の現状と関連施策 (追加資料)

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)
 > 実施市町村数: 761市区町村(1, 436か所)(2018年4月1日現在) > **2020年度末までに全国展開**を目指す。
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



養育支援訪問事業（概要）

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

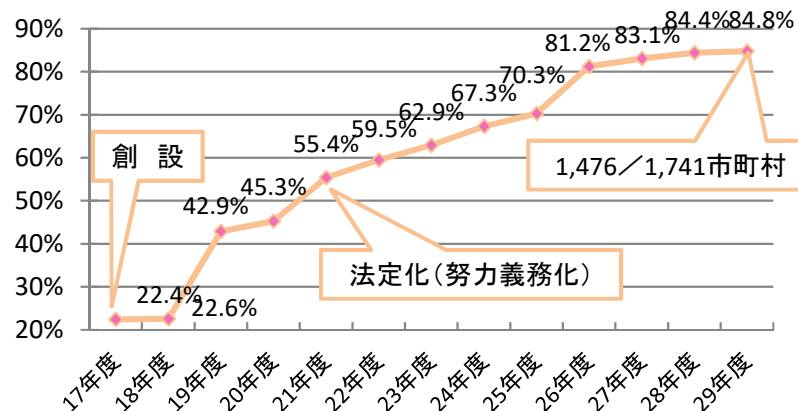
（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

2. 事業の内容

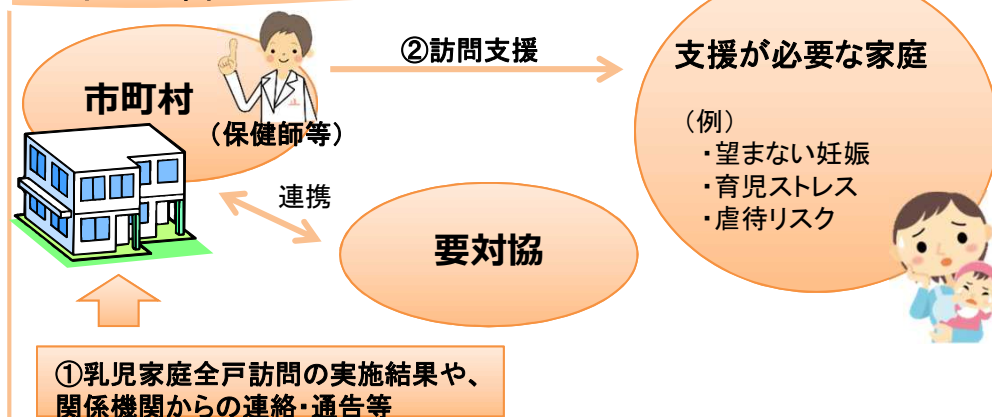
内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3） ※国、地方ともに消費税財源

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
 - （1）妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
 - （2）出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
 - （3）不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
 - （4）児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 訪問支援者（事前に研修を実施）
 - ・専門的相談支援・・・保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
 - ・育児・家事援助・・・子育て経験者、ヘルパー等

3. 実施率の推移



4. イメージ図



母子生活支援施設の概要

目 的

- 母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第38条）である。児童（18歳未満）及びその保護者（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子）が対象であるが、児童が満20歳に達するまで在所させることができる。

入所手続

- 施設への入所は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が児童福祉法に基づいて行う入所契約により行われる。

【参 考】児童福祉法第23条

- ① 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（後略）
- ② 前項に規定する保護者であって母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。（後略）

職員配置等

- 母子生活支援施設には、各母子世帯の居室のほか集会・学習室等があり、母子支援員、保育士（保育所に準ずる設備のある場合）、少年指導員兼事務員、調理員等、嘱託医を配置。
- その他加算等：①小規模分園型（サテライト）母子生活支援施設、②特別生活指導費加算、③被虐待児受入加算
 - ① 入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進。
 - ② 障害のある親等処遇が困難な母子については、手厚い保護・指導が必要であるため、母子支援員を加配。
 - ③ 虐待を受けた子どもについては、入所当初の関わりが特に重要なことから、職員との信頼関係の構築及び愛着の形成などのため、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図るため、その受入児童数（入所後1年間）に応じて、職員の雇上や日常諸費等を支弁。

施設数等

施設数	定 員	現 員（充足率）
227か所	4,648世帯	3,789世帯（82%）

（※）平成29年度福祉行政報告例（平成30年3月末現在）

費用補助

- 施設整備費：次世代育成支援対策施設整備交付金により補助（次世代育成支援対策推進法第11条第1項）
- 運営費：児童入所施設措置費等国庫負担金により費用負担（児童福祉法第53条）

乳児院等多機能化推進事業

1. 事業内容

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

①育児指導機能強化事業

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に行いながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。

②医療機関等連携強化事業

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。

③産前・産後母子支援事業

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターを配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。

- i 予期せぬ妊娠など妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。
- ii 相談等を通じて支援が必要な妊婦等を把握した時は、妊婦等の心身の状況や現在の生活状況を踏まえ、支援計画を作成する。
- iii 産前産後に必要となる妊娠相談、分娩、生活相談、住居支援について、既存資源の活用も含めて調整し、支援を提供する。
- iv 特定妊婦等や出産後の母と子に対して、一時保護委託等を受けることにより緊急的な住まいを提供し、看護師による専門性を活かした支援を実施するとともに、自立に向けた家事などの日常生活上の援助や住まいの確保に向けた支援等を行う。
- v 出産後、自ら子どもを育てることができない場合など、母親が希望する場合には、児童相談所と連携し、特別養子縁組に向けた支援を行う。

[拡充内容]

- ・2018年度まで実施していたモデル事業を全国展開 ※乳児院等多機能化推進事業に編入
- ・妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等を新たに補助対象に追加

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助率

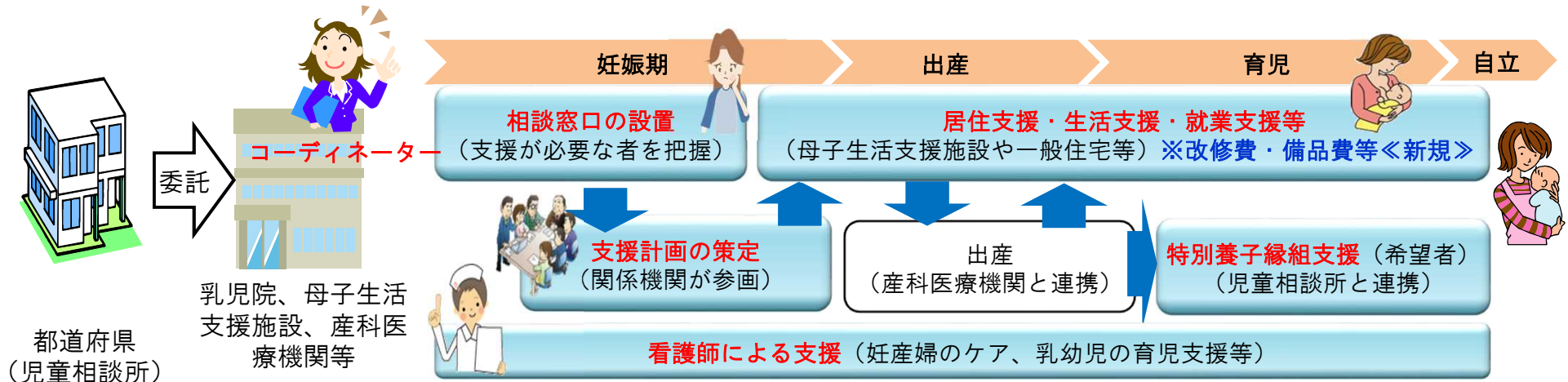
国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4 ※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合

4. 補助基準額（案）

①育児指導機能強化事業		4,887千円
②医療機関等連携強化事業		
i 連絡調整を担う職員		1,924千円
ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合		
ア 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合		2,060千円
イ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合		4,833千円
ウ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合		6,257千円
③産前・産後母子支援事業		
i 支援コーディネーターの配置等	1か所当たり	7,068千円
ii 看護師の配置等	1か所当たり	4,838千円
補助職員を配置する場合	1か所当たり	1,059千円加算
iii 改修費・備品費等	1か所当たり	8,000千円 《新規》

《産前・産後母子支援事業》



養子縁組民間あっせん機関助成事業

1. 事業内容

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

民間養子縁組あっせん機関に対して、人材育成を進めるための研修の受講費用、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に伴い対応が必要な第三者評価受審費用等を助成するとともに、実親や養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。併せて、養親希望者の負担軽減を図る。

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業

養子縁組あっせん責任者研修及び民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修に参加するための、旅費及び研修代替要員費、参加費用について補助

ii 第三者評価受審促進事業<<新規>>

養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用について補助

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 ※公募により選定

i 養親希望者等支援モデル事業

児童相談所等の関係機関と連携し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けた支援体制を構築

ii 障害児等支援モデル事業

障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築

iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業<<新規>>

心理療法担当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じるとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭への定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業<<新規>>

産科医療機関とも連携して特定妊婦からの相談に応じるとともに、看護師を配置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケアや、出産後の母子への養育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等、特定妊婦への支援体制を構築

③養親希望者手数料負担軽減事業<<新規>>

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを利用する養親希望者は、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、児童相談所が関与する養子縁組里親とのバランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市

3. 補助基準額（案）

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業			
i	養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業	受講者1人当たり	53千円
ii	第三者評価受審促進事業	1か所当たり	300千円<<新規>>
②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業			
i	養親希望者等支援モデル事業	1か所当たり	4,183千円 → 4,551千円
ii	障害児等支援モデル事業	1か所当たり	2,484千円 → 2,942千円
iii	心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業	1か所当たり	0千円 → 6,072千円<<新規>>
iv	特定妊婦への支援体制構築モデル事業	1か所当たり	0千円 → 6,244千円<<新規>>
③	養親希望者手数料負担軽減事業	1人当たり	30万円を上限<<新規>>

4. 予算か所数

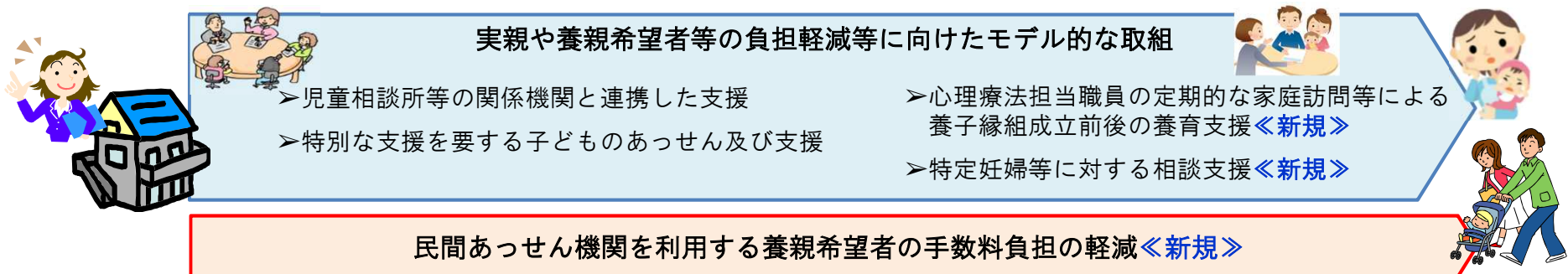
※養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

i	養親希望者等支援モデル事業	15か所
ii	障害児等支援モデル事業	10か所
iii	心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業	15か所<<新規>>
iv	特定妊婦への支援体制構築モデル事業	10か所<<新規>>

5. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

（参考）2018年10月1日現在：11事業者（許可を受けた事業者数）※左記の他、許可申請中の事業者有り。



女性健康支援センター事業

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
(不妊相談、望まない妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)



○事業内容

- (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (3) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5) (特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施
- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援(平成31年度予算案から計上)

○実施担当者 … 医師、保健師又は助産師等

○実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)

全国73カ所(平成30年7月1日時点) ※自治体単独13カ所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、八戸市、盛岡市、福島市、川崎市、八王子市、鳥取市、呉市、久留米市、宮崎市

○予算額等 平成31年度予算案 113百万円

(平成30年度基準額 148,900円×実施月数)(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

(夜間・休日加算の新設)

○相談実績 平成28年度:53,129件(内訳:電話31,731件、面接16,052件、メール4,039件、その他1,307件)

○相談内容

・女性の心身に関する相談(28,107件) ・不妊に関する相談(11,462件) ・思春期の健康相談(8,774件)
・妊娠・避妊に関する相談(9,525件) ・メンタルケア(11,859件) ・婦人科疾患・更年期障害(619件) ・性感染症等(819件)

特定妊婦等に対する産科受診等支援（案）

<女性健康支援センター事業の拡充>

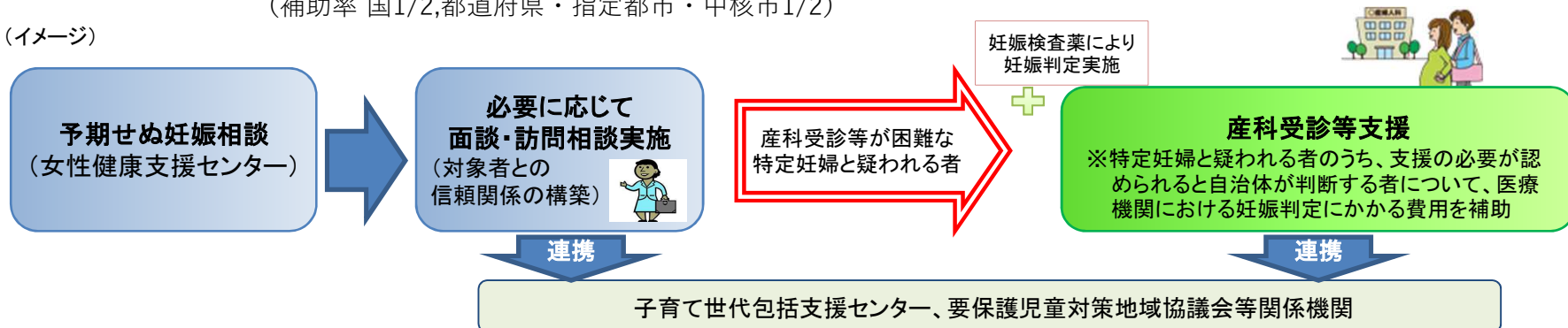
事業目的

- 妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や0歳0日での虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要である。
- このため、予期せぬ妊娠等の相談対応を行う女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

事業内容

- 実施主体 …… 女性健康支援センター事業を実施する都道府県、指定都市、中核市
(医療法人その他の機関又は団体に委託することが可能)
- 対象者
特定妊婦と疑われる者
(特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）)
- 事業内容
女性健康支援センターにおいて、予期せぬ妊娠等により妊娠に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な特定妊婦と疑われる場合には、産科等医療機関への同行支援や初回産科受診料に対する助成※を行う。※特定妊婦と疑われる者のうち、支援の必要が認められると自治体が判断する者
- 実施担当者 …… 保健師、看護師又は助産師等
- 予算額等 …… 平成31年度予算案 113百万円(女性健康支援センター事業)の内数
(補助率 国1/2,都道府県・指定都市・中核市1/2)

(イメージ)



体外受精・顕微授精の実施数・出生児数について

1. 体外受精・顕微授精の実施数(平成28年)

	治療延べ件数(人)	出生児数(人)	累積出生児数(人)	1回の治療から出生に至る確率(%)
新鮮胚(卵)を用いた治療	255,828	9,432	237,254	3.69
体外受精を用いた治療	94,566	4,266	129,460	4.51
顕微授精を用いた治療	161,262	5,166	107,794	3.20
凍結胚(卵)を用いた治療	191,962	44,678	299,483	23.27
合計	447,790	54,110	536,737	12.08

資料)日本産科婦人科学会が集計した平成28年実績

(注:1回の治療から出生に至る確率=「出生児数」/「治療のべ件数」(%))

2. 体外受精・顕微授精による出生児数の推移

年	体外受精・顕微授精出生児数(人)	総出生児数(人)	割合(%)
2007年(H19)	19,595	1,089,818	1.80
2008年(H20)	21,704	1,091,156	1.99
2009年(H21)	26,680	1,070,035	2.49
2010年(H22)	28,945	1,071,304	2.70
2011年(H23)	32,426	1,050,806	3.09
2012年(H24)	37,953	1,037,231	3.66
2013年(H25)	42,554	1,029,816	4.13
2014年(H26)	47,322	1,003,539	4.71
2015年(H27)	51,001	1,005,677	5.07
2016年(H28)	54,110	976,978	5.54

(注:体外受精・顕微授精出生児数は、新鮮胚(卵)を用いた治療数と凍結胚(卵)を用いた治療数の合計(日本産科婦人科学会の集計による)。総出生児数は、人口動態統計による。)

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）
 ※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円
 通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成
 - ② 男性不妊治療を行った場合は15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）
 ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 所得制限 730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）
- 予算額 平成31年度予算案164億円（平成30年度予算163億円）

2. 沿革

- 平成16年度創設 1年度あたり給付額10万円、通算助成期間2年間として制度開始
- 平成18年度 通算助成期間を2年間→5年間に延長
- 平成19年度 給付額を1年度あたり1回10万円・2回に拡充、所得制限を650万円→730万円に引き上げ
- 平成21年度補正 給付額1回10万円→15万円に拡充
- 平成23年度 1年度目を年2回→3回に拡充、通算10回まで助成
- 平成25年度 凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し（15万円→7.5万円）
- 平成25年度補正 安心こども基金により実施
- 平成26年度 妻の年齢が40歳未満の新規助成対象者の場合は、通算6回まで助成（年間助成回数・通算助成期間の制限廃止）※平成25年度の有識者検討会の報告書における医学的知見等を踏まえた見直し（完全施行は平成28年度）
- 平成27年度 安心こども基金による実施を廃止し、当初予算に計上
- 平成27年度補正 初回治療の助成額を15万→30万円に拡充
男性不妊治療を行った場合、15万円を助成
- 平成28年度 妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外。妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上43歳未満の場合は通算3回まで助成（年間助成回数・通算助成期間の制限廃止）
- 平成31年度（案） 男性不妊治療にかかる初回の助成額を15万→30万円に拡充

3. 支給実績

平成16年度	17,657件
平成17年度	25,987件
平成18年度	31,048件
平成19年度	60,536件
平成20年度	72,029件
平成21年度	84,395件
平成22年度	96,458件
平成23年度	112,642件
平成24年度	134,943件
平成25年度	148,659件
平成26年度	152,320件
平成27年度	160,733件
平成28年度	141,890件